



参考事例のご紹介

家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理、提供

尾張東部成年後見センターでは、現在の申立書の様式が財産に関連する情報中心であり本人の生活や状況等についての情報が不十分となることから、本人の生活課題や必要な支援内容等の身上保護に関する情報を上申書や報告書として作成、添付し、より適切な成年後見人等の選任に役立つようにしている。また、医師の診断書にも本人の生活上の課題が反映されるよう、親族やケアマネなど支援者に、主治医に伝えるべき内容について助言等を行っている。また、場合によっては受診同行する等の対応を行っている。

(尾張東部成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

市長申立案件に関する対応フロー図、会議書式の整備

いわき市権利擁護・成年後見センターでは、市長申立が必要と判断されるケースについて、地区保健福祉センター、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）、地域包括支援センターの連携による対応フロー図および会議書式を整備している。

(いわき市権利擁護・成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する基準を明確にしている

尾張東部成年後見センターでは、法人受任そのものではなく、制度利用が必要な人に適切に制度利用につなげるコーディネート機能を重視し、法人受任は個人受任では難しいケースを想定している。法人受任の必要性、妥当性については、法律・福祉の専門職に加え、措置権等をもつ行政職員（課長級）が出席する適正運営委員会が「法人後見受任ガイドライン」に照らして判断している。

(尾張東部成年後見センター他、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成)

尾張東部成年後見センター「法人後見受任ガイドライン」(抜粋)

- センターによる法人後見受任が必要な場合：
 - ・福祉専門職による後見が必要かどうか（本人の意思尊重と身上保護への配慮の視点）
 - ・個人による受任が困難なケースかどうか
 - ※次のようなケースは法人による後見が望ましい
 - ア. 頻回な支援が求められる場合
 - イ. 支援の枠組みが不十分な場合（いわゆる困難ケースで、支援の枠組みを一からつくる必要がある場合など）
 - ウ. 個人では受任リスクが高い場合（受任者の個人情報や身の安全の確保）
 - エ. 報酬が見込めない場合
 - オ. 家族が複合的な問題を抱えている場合
 - カ. 緊急性が高い場合
 - ・公的なセンターが受任するケースかどうか
 - ※家裁から法人後見の必要性ありと直接依頼された場合は、受任の方向で検討する。
- センターの受任が不適切とされる場合：
 - ・相談者の不利益になる場合
 - ・利益相反となる場合
 - ・法律上のトラブルがすでにある場合
 - ・センターが申立支援を行った場合